

日露関係史料をめぐる国際研究集会報告

東京大学史料編纂所では東アジア等における史料収集事業の一環として、ロシア連邦における日本関係史料の調査をすすめている。二〇〇八年五月二〇日、サンクトペテルブルグ市からロシア国立海軍文書館ウラジミール・ソボレフ館長、ロシア国立歴史文書館アレクサンドル・ソコロフ館長、サンクトペテルブルグ国立大学ワジム・クリモフ教授らを招き、日露関係史料をめぐる国際研究集会を開催した。通算七回目となった今回の研究集会は、日本学士院（共催）の日本関係在外未刊行史料調査事業の一環として、上野の日本学士院会議室で行なわれた。

研究集会では四つの報告がなされた。本プロジェクトの共同研究者である新潟大学・麓慎一准教授は、日本開国期における帝政ロシアのサハリン島政策を論じ、ロシア領アメリカ経営の中継地としてサハリンを位置づけたプチャーチンと、プリアムール支配のためのサハリン全島支配を重視した東シベリア総督ムラヴィヨフ、これを継承したコルサコフらとの対立関係が背景にあったことを明らかにした。次いで、ロシア国立海軍文書館ウラジミール・ソボレフ館長は、一七三九年の第二次カムチャツカ遠征に参加し、日本沿岸を探検したシユパンベルグの航海日記について報告をおこなった。ロシア国立歴史文書館アレクサンドル・ソコロフ館長は、十九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、帝政ロシアが日本の皇族や政府高官に与えた勲章など、叙勲関係の史料群について論じた。また、サンクトペテルブルグ国立大学ワジム・クリモフ教授は、ロシア帝国外交史料館の所蔵史料調査にもとづいて、一八六二年の竹内使節団のロシア訪問について報告した。新たに発見された使節団の大判集合写真の紹介も目を引き、それぞれの報告には活発な質疑があった。休憩時間には、ヨーロッパでも最大級の文書館である歴史文書館の新館移転に関するビデオが上映された。以下四報告をおさめる。最後に、本研究集会の実施については、日本学士院（久保正彰院長）の御支援をたまわり、また引き続きワジム・クリモフ教授から多大なるご尽力をいただいたことを付記して謝辞にかえたい。

（新・東アジア科研代表／保谷 徹）

日本開国期における帝政ロシアのサハリン島政策

麓 慎 一

はじめに

日本開国期におけるサハリン島の領土問題は、日本と帝政ロシアの大きな懸案事項でした。本報告の課題は、この日本の開国期における帝政

ロシアのサハリン島政策を、その政治史および政策過程に留意して分析することです。

サハリン島の政策をその政治史および政策過程に留意して分析し、とすれば、現在においてもこの分野の泰斗であるヨ・日・フアインベル

グ氏の研究を参照しなければならぬ⁽¹⁾。フラインベルグ氏は、クリミア戦後におけるロシアのサハリン島開拓と東シベリア総督H・H・ムラヴィヨフの江戸における領土交渉に留意して、この時期のサハリン島問題を考察しています。フラインベルグ氏の研究が、当該期の露日関係史に大きな影響を与え続けたのは、通常閲覧が困難なロシア外務省の文書史料を利用してこの問題を分析したからです。その後、A・H・コスタノフ氏はこれまで指摘されてきたクリミア戦後のロシアのサハリン島進出に加えて、愛琿条約とサハリン島政策の関連にも言及するなど、北東アジアの国際関係の変容――主要には露中関係――に留意して分析を進めています⁽²⁾。この研究は、従来、日露関係史の視点から分析されてきたサハリン島の研究に北東アジアの視点を組み込むことに成功しました。近年ではA・H・アニシモフ氏が、イルクーツクの文書館史料を利用して東シベリア行政の統治の中にサハリン島の問題を位置づけています⁽³⁾。

一方、日本においてもサハリン島の国境問題は、日露関係史の一環として分析され、いくつかの重要な研究成果が生み出されています。一つは秋月俊幸氏の一連の業績です⁽⁴⁾。もう一つは和田春樹氏の業績です。秋月氏は、江戸幕府のサハリン島政策に関する日本側の史料を博捜し、新たな多くの知見を提示しました。一方、和田春樹氏はロシア海軍の『海軍論集』を分析し、特にブチャーチン遣日使節の研究を大きく進展させました⁽⁵⁾。

本報告は、これらの研究を踏まえて、日本開国期におけるロシアのサハリン島に関する研究が一樣に言及する東シベリア総督コルサコフの上奏報文「サハリン島の支配に関する活動と現状の概況」を手掛かりにロシアのサハリン島政策を分析します。

ロシアと日本の多くの研究者が分析を加えた日本開国期におけるロシア

アのサハリン島政策の問題にさらに分析を加える余地がある、と考える理由は次の点にあります。開国期におけるサハリン島の問題は、通常、一八五三年のクシユンコタン占拠とブチャーチンの来航により惹起されクリミア戦争により一時的な停滞があったものの、その後は一貫してロシアが勢力を拡大させていった、と捉えられています。この動向を決定的にしたのが、おそらく東シベリア総督コルサコフが一八六五年に上奏した「サハリン島の支配に関する活動と現状の概況」と、それを受けて実施されたサハリン島南部へのロシア軍の増強であると推定されます。サハリン島における日本とロシアの勢力が大きく変更される契機となった東シベリア総督コルサコフの上奏報文は、フラインベルグ氏によって分析が加えられ、その後の多くの研究がこの研究を参照しています。本報告で検討するように、この上奏報文は、一八六五年以降の新たなサハリン島政策の必要性を提起しているのですが、それはこれまでのロシアのサハリン島政策の評価の上に策定されたものでした。本報告は、フラインベルグ氏が分析の対象としなかったこの一八六五年の上奏報文にいたる日本開国期のロシアのサハリン島政策の推移を分析することで、日本開国期におけるロシアのサハリン島政策を、その政治史および政策過程に留意して分析できると考えています。

1 サハリン島支配に関する活動と現状の概況

東シベリア総督コルサコフは、一八六五年一月二六日〔露〕、「サハリン島の支配に関する活動と現状の概況」⁽⁶⁾と題する上奏報文を皇帝に提出し、サハリン島政策の全面的な見直しを求めました。サハリン島の問題を検討する論考が必ず言及する報文であり、重要な政策上の転機として理解されています⁽⁷⁾。実際、この上奏報文以降、ドウエに配置されていた第四正規大隊は、一八六五年八月、五人の士官と二二〇人の隊員からな

るドウエの常備部隊として再編されています。さらに、ニコラエフスクーナーアムールから人員が投入され、サハリン島における部隊が強化されました。これらの部隊を指揮するために東シベリア総督の特別任用官として陸軍中佐デヴィットが任命されています。ロシア側は、この後、サハリン島において日本の役人を拘束するなど、紛争が多発するようになりまし。

この上奏報文がサハリン島におけるロシアの勢力の拡大の契機となったことは多くの研究が指摘するところであり、本報告が付け加えることはありません。

この上奏報文は、実は二つの部分から構成されています。一つは、これまでのサハリン島に対するロシアの活動の部分です。もう一つは、それを踏まえた現状です。この現状の部分には、サハリン島に関する新たな政策提言が含まれています。第一に、この上奏報文の現状とそれを踏まえた政策提言の部分を紹介します。

この上奏報文は、サハリン島をめぐる状況がすでに極めて厳しい局面にあることを次のように述べています。

このように、この問題はすでに現在、極めて深刻な状況になってい⁸る。私⁹は次のように確信いたします。遅滞なくこの島における私たちの権限を回復するための精力的な方策がとられないとすれば、結果としていかなる理性的な方策をもってしても、当然のことながらサハリン島における十分な強化を遅滞なく行うであろう日本人たちにサハリン島の南部を、その原住民も含め独占的に帰属する、という考えを放棄させられないし、さらにそのような場合には、条約の条件を日本人たちに尊重させるために止むを得ず軍事的な手段に訴えざるを得なくなる¹⁰。

東シベリア総督コルサコフは、サハリン島における日本側の政策に対

抗する断固たる措置が必要であると上奏したのです。その上で、彼は次のように政策を提起しました。結氷期が過ぎて航海が可能になったなら直ちにアニワ湾ないしはそれより便利な場所に一つないしは二つの中隊を派遣する。そして、そこに哨所を建設する¹⁰。アイヌたちの居住する中核地域にロシアが哨所を持つことでアイヌに対する影響力を拡大し、日本人の活動を麻痺させる。具体的にはアイヌの子供たちにロシア語を教えるための学校を建設し、無料でアイヌを診療する病院を設置し、不漁の際にアイヌを救済する。これによりロシアのアイヌに対する影響力を拡大し、日本人の影響力を失わせる¹¹。

このようにコルサコフは、サハリン島における軍備の増強とアイヌへの影響力の拡大によってロシアの勢力を拡大したうえで、国境交渉を行い問題の根本的な解決を図ろう、と考えていました。この上奏報文が裁可され、一八六五年後半以後、サハリン島の南部にロシアの勢力が一挙に拡大されることになったのです。

本報告が次なる課題としたいのは、この東シベリア総督コルサコフの上奏報文が日本開国期におけるロシアのサハリン島政策の中でいかなる意義を持っていたのか、という点です。この点を解明するために上奏報文の冒頭の文章を示します。

前東シベリア総督ムラヴィヨフ・アムールスキー伯爵は、ロシアのためにプリアムール地域を獲得する課題を背負った際に、サハリン島の獲得のために必要なあらゆる準備を見落すことはなかった。この問題に有益とならない困難な諸事情がこれに好ましくあらざる傾向を与えなかつた¹²とすれば、おそらくこの島は数年前にロシアに帰属していたであろう。

東シベリア総督コルサコフは、前東シベリア総督日・日・ムラヴィヨフが、プリアムール地域の獲得に際して、サハリン島を獲得する準備を

怠ることがなかった、と評価しています。しかし、サハリン島をロシアが獲得するために障害となった諸事情により、それが達成できなかった、と上奏報文の冒頭で彼は訴えているのです。ムラヴィヨフのプリアムール地域の獲得とは、一八五八年の愛琿条約によるアムール左岸の獲得と沿海州地域のロシアと清国による共同領有の承認を意味していると推定されます。

コルサコフの上奏報文の冒頭の文章から、彼が前東シベリア総督ムラヴィヨフのサハリン島政策を高く評価していたことが推測できます。この点を踏まえて、さらにコルサコフが高く評価した前東シベリア総督ムラヴィヨフのサハリン島政策を検討したいと思います。

2 ムラヴィヨフの日本来航

東シベリア総督ムラヴィヨフのサハリン島政策を以下の手順で検討したいと思います。第一にムラヴィヨフが一八五九年に幕府と行った交渉を概観します。第二に、ムラヴィヨフがいかなる訓令に基づいて日本と交渉を行ったのかを紹介します。第三に、交渉終了後のムラヴィヨフの動向について検討します。これらの考察により東シベリア総督ムラヴィヨフのサハリン島政策を日本開国期におけるロシアのサハリン島政策の中に位置づけたいと思います。

ムラヴィヨフと幕府は、一八五九年七月二三日〔日〕、七月二六日〔日〕、八月二日〔日〕の三度に亘ってサハリン島の問題について交渉を行いました。ムラヴィヨフは、第一回の交渉で、日本側に来航の主旨が、サハリン島の国境交渉であることを明らかにしました。そして、サハリン全島がロシアの領土であると主張したのです。その根拠としてムラヴィヨフは、ロシアが清国に沿海州が露清間の共有地であることを承認させた愛琿条約をあげています⁽¹³⁾。幕府は、プチャーチンと行ってきた島上分

界の議論を踏まえるように主張し、ムラヴィヨフのサハリン全島の割譲要求を受け入れませんでした。日本側は、日魯通好条約の第二条〔カラフト島ニ至リテハ、日本国と魯西亞^(ロシア)の間ニおいて界を分かつ、是迄仕来之通たるへし〕を踏まえて交渉を行うようムラヴィヨフに要請しました。しかし、ムラヴィヨフは、プチャーチンが国境を画定しなかったのは、彼に国境を画定する権限がなかったためである、と述べ従来のサハリン島に関する交渉の有効性を完全に否定しました。

その上でムラヴィヨフは、三つの条件を提示しました。第一は、国境をサハリン島と北海道の間のラペルーズ海峡に設定することです。第二は、サハリン島のアニワ湾における日本人の漁業は、ラペルーズ海峡で国境を決定したとしても従来通り継続できる、という条件です。第三は、日本人がサハリン島のアニワ湾だけでなく、黒龍江および満州においても自由に居住することを許可する、という条件です。ムラヴィヨフの主張のポイントが第一の点にあることは明白です。ムラヴィヨフは、サハリン島の全島領有の必要性を、サハリン島の日本領内に外国人―主要にはイギリス人―が入り込むことの懸念から主張しています。日本側がこれらの要求を拒否すると、ムラヴィヨフはサハリン島における日本の警備が不十分であることを問題にしました。

このようにムラヴィヨフは、従来のサハリン島に関する国境交渉をほとんど無視した形で新たな提案を行ったのです。しかし、交渉はまとまらず、ムラヴィヨフは日本を離れました。このムラヴィヨフのサハリン全島領有の主張は、それまで日本がプチャーチンと行ってきた島上分界の交渉とは一線を画すものでした。ここにロシアのサハリン島政策の転換を見出すことができます。

3 東シベリア総督ムラヴィヨフへの訓令

ロシアのサハリン島政策の転換を惹起した契機を解明するために、東シベリア総督ムラヴィヨフに与えられた訓令と、その形成過程を考察します。

東シベリア総督ムラヴィヨフは、一八五八年二月一七日〔露〕、秘密電報という形で日本との国境交渉についての訓令を受け取りました。¹⁵ この訓令には次のように記されています。皇帝がムラヴィヨフの主張する日本との直接交渉という提案を許可した。しかし、交渉はどのような場合にも強制的な手段を伴わず、さらに日本政府と決裂してはならない。また、日本からの譲歩を軍事力や威嚇によって引き出そうとすれば、それは日本の友好的な対応に悪しく報いることになる。

皇帝は、このように目的の達成のために強硬な手段を採ることがないように外務大臣ゴルチャコフを通してムラヴィヨフに注意を与えたのでした。さらに訓令は、日本がサハリン島の権限を放棄する場合に要求する、と予想される補償についても、それが金銭的な補償でなければ、ムラヴィヨフにその決定を一任する、と記しています。¹⁶

ムラヴィヨフは、この訓令に基づいて日本との交渉を行ったのです。彼は、日本とプチャーチンが行ってきた交渉内容を無視してサハリン全島の領有を主張しました。しかし、彼の交渉が軍事的な威嚇を伴わず、一貫して協議によって進められたのはこの訓令に従っていたからだと思われる。

次に、この訓令が作成されることになった過程について検討を加えたいと思います。この訓令が作成されることになった契機は、ムラヴィヨフ自身の日本との直接交渉の要求でした。ムラヴィヨフの直接交渉の要請は、一八五八年二月三日〔露〕のアムール委員会において評議され、

先に紹介した訓令が作成されたのです。この日のアムール委員会の評議は、大局的にはロシアが愛琿条約以後の清国に対する政策の大綱を決定したものと捉えることができます。一四項目に亘る協議事項のうち一二項目までが清国政策に関するものであり、残りの二項目が日本に関係するものです。¹⁷ 二項目の内の一つは、日魯通好条約の追加条約の批准の手續きに関するものです。これは函館のゴシケヴィツチ領事に委ねられることになりました。もう一つは、サハリン島の国境問題に関する事案です。ここでムラヴィヨフの要請が評議されました。ムラヴィヨフの要請とは、具体的には一八五八年一月一〇日付〔露〕のムラヴィヨフの外務大臣宛文書を指しています。このムラヴィヨフの要請の審議に関連して、プチャーチンが日本側と行ったサハリン島に関する会談の内容が議事に加えられました。それは次のような会談内容です。日本側がサハリン島南部で調査を行い、さらに家屋を建設していると発言し、それに対してプチャーチンはその不正を歎き、早急に境界の決定が必要であることをロシア政府に提案する、と日本側に述べたという内容です。アムール委員会の議事録は、サハリン島に関するプチャーチンと日本側の会談内容を記した上で、この問題についてのプチャーチンの意見を次のように載せています。

私たちが、日本人たちの私たちに對する友好的な態度の維持に努め、国境確定の問題に第三者が介入することを防がなければならないことを考慮して、プチャーチン伯爵は私たちの側から妥協することが必要であると考えている。¹⁸

このようにプチャーチンは、サハリン島の国境問題に関してロシア側からの譲歩という案を提示しました。彼は、サハリン島について、その右岸と左岸に灣を確保することが必要であると指摘しました。¹⁹ このプチャーチンの意見に反対したのが東シベリア総督ムラヴィヨフです。アムール

委員会の議事録は、ムラヴィヨフの意見を次のように記しています。

ムラヴィヨフは、ムラヴィヨフの意見を次のように記しています。彼は次のように考えている。外国から、特にイギリス人によるサハリン島の占拠を防ぐために島の全てを獲得するように私たちは努めなければならない。もし政府がムラヴィヨフにこの問題の交渉を委ねるならば、彼の意向では彼への全権委任状に分界の設定について言及すべきではない。⁽²⁰⁾

このアムール委員会の議事録によれば、ムラヴィヨフはサハリン全島の領有を主張し、プチャーチンの妥協案と対立していたことが分かります。さらにムラヴィヨフのサハリン全島領有の志向が、イギリスによるサハリン島占拠の懸念から生じていたことも分かります。ムラヴィヨフは、自分に日本との交渉の全権委任が与えられる場合には、全権委任状に分界の設定について言及しないようにも求めています。

アムール委員会は、この問題について以下のように判断を下しました。第一に、ムラヴィヨフに日本とサハリン島の問題について直接交渉を行わせる。第二に、サハリン島の一部ないしは全部をロシアに帰属させることをムラヴィヨフに指示する。この指示を実行するにあたって、「いかなる場合にも、この問題が私たちを日本政府との敵対的な衝突や断絶に引き入れるものであってはならない」という条件が付されました。⁽²¹⁾

このアムール委員会の議事録は、一八五八年一月十七日〔露〕に皇帝の裁可を受けることになりました。しかし、このアムール委員会の議事録をめぐって問題が発生しました。通常、議事録は委員会終了後、参加したメンバーが署名をして皇帝の裁下を受けます。しかし、この委員会の出席者の一人である陸軍少将コルサコフが、その条件に不満を示し議事録に署名しない、という事態が発生したのです。外務大臣ゴルチャコフは、一月二十五日〔露〕、皇帝に二月三日〔露〕のアムール委員

会の議事録を提出するとともに、陸軍少将コルサコフが委員会に出席していたにもかかわらず、議事録に署名しないという事態について次のように説明しています。

議事録には特別な意見を提出いたしました陸軍少将コルサコフの署名は御座いませぬ。大勢に依拠して、サハリン問題についての議事録には以下のように述べられています。このことがロシアに敵対的な衝突ないしは断絶をもたらさないことを踏まえて、ムラヴィヨフはアムールスキー伯爵は日本政府との交渉の全権を受ける。

陸軍少将コルサコフは以下のように考えております。ムラヴィヨフはアムールスキー伯爵の全権委任状に関して、如何なる制限も設けるべきではない。たとえもし彼の行動が戦争を惹起したとしてもである。皇帝陛下も御存知の通り、他のメンバー全員が反対の意見です。私^(コルチャコフ)は国家全体の政治状況を勘案して以下のことをはっきりと確信しております。ムラヴィヨフはアムールスキー伯爵への全権委任状において、彼が戦争の宣言を行うことを許したり、私たちが戦争に引き込むようなことを容認するところまでそれを拡大してはならない、ということ⁽²²⁾です。

このように陸軍少将コルサコフは、ムラヴィヨフの全権委任状に対する制限に不満を示し、アムール委員会の議事録への署名を拒否したのです。外務大臣ゴルチャコフの報告によれば、コルサコフは、ムラヴィヨフがサハリン島の国境交渉を行うに際して、戦争が惹起されることも厭わない、という考えでした。ゴルチャコフは、皇帝に自分の意見、すなわちムラヴィヨフへの全権委任状に制限を加えるという考えに賛同してくれるように求めたのです。

コルサコフ自身も報告書を提出して自らの意見を開陳しています。その報告書にも「委員会において、問題を審議するに際して、あらゆる制

限を廃して、日本との関係においてこの問題(サハリン島)に関して活動する完全な、そして無条件の権限がムラヴィヨフ・アマールスキー伯爵に付与されること(23)が、決定されるべきであった」とムラヴィヨフへの全権委任状に制限を設けるべきではない、と明確に主張しています。

皇帝は、一八五八年二月十七日〔露〕、アマール委員会の議事録を承認しました。すなわち、アマール委員会の大勢を占めた日本との衝突を回避してサハリン島の国境交渉を行う、という提案を採用したのです。この訓令を受けてムラヴィヨフは先の江戸における日本との国境交渉を行ったのです。すでに検討したようにムラヴィヨフは成果をあげることなく日本を離れました。次に、交渉が不成功に終わった後のムラヴィヨフの行動について見ておきたいと思えます。ムラヴィヨフは、一八五九年一月十七日〔露〕、この交渉の経緯と次の政策提案を外務大臣ゴルチャコフに提起しました。交渉の経緯について、日本側が北緯五〇度での国境画定を要求し、一方でムラヴィヨフがサハリン島の分割を認められないことを主張した、と記されています。ムラヴィヨフは、サハリン島の分割を了承できない理由を次のように述べています。

日本が弱体であるために、日本人に認められることになる場所を、全ての他の国々が容易に支配することができるのであり、そこに根付き、それによって将来にわたってずっと、現実的な損害をもたらすことが容易に可能になるのである。このことは特にタタール海峡から太平洋に出る私たちの船舶にとって、最も近くそして唯一の出(24)口であるラペルーズ海峡に関してのことである。

このようにムラヴィヨフはサハリン島を日本に、その一部でも引き渡すことが出来ない理由を、日本の軍事力の脆弱性による外国―主要にはイギリス―のサハリン島の占拠と、それによるラペルーズ海峡の航行の問題をあげています。さらにムラヴィヨフは交渉の決裂を受けて、来る

一八六〇年に航海が可能になったならロシアの軍隊がサハリン島の南端を占拠し、ラペルーズ海峡を航行するロシアの船舶が停泊するための防衛施設をそこに建設する皇帝命令が出されることを外務省に要請(25)した。ムラヴィヨフはできるだけ早くこの事案についての皇帝命令が提示されることを求め、航行が可能になったら直ちにニコラエフスク―アマールから二つの中隊を派遣するための許可を求めました。(26)さらにムラヴィヨフはこの外務大臣ゴルチャコフ宛の報告に、5年も前の一八五四年八月十九日付〔露〕で彼がプチャーチンに宛てた書翰を添付しています。このムラヴィヨフが添付したプチャーチン宛の書翰を検討することで、ムラヴィヨフとプチャーチンのサハリン島問題に関する対立をさらに解明できる、と思えます。次にこの問題を取り上げたいと思えます。

4 日魯通好条約の締結とサハリン島問題

一八五四年八月十九日〔露〕付のプチャーチン宛書翰を取り上げて、ムラヴィヨフとプチャーチンのサハリン島の国境をめぐる対立をさらに明確にします。この書翰の提示は、プチャーチンが日本に到着してから本国に送ったサハリン島に関する提案が関係していました。ムラヴィヨフの書翰の意義を理解する上で、重要と推定されるプチャーチンの提案を紹介したいと思います。

日本に到着したプチャーチンは、ロシアによるサハリン島南岸のアニワ湾の占拠を知り、一八五四年一月二日〔露〕、次のように本国に書翰を送りました。

この点(クシユンコタンからのロシアの哨所の撤退)における遅滞は日本政府に私たちの行動が宰相(ネッセルローゼ)の書翰に示された主張とあまりにも合致しない、と考える原因を与え、今後の交

涉に悪影響となる私たちに對する強い疑念を彼らに抱かせることとなる。²⁷⁾

このようにプチャーチンは、ロシアがサハリン島の南岸のアニワ湾に建設した哨所の撤退を強く求めました。それは、プチャーチンが日本側に渡した宰相ネッセルローゼの書翰に示された内容(サハリン島の南岸の領有について協議する)とロシアのアニワ湾の占拠が相反する、と日本が考えることを懸念したからでした。しかし、プチャーチンも即座に撤退を求めたわけではありません。プチャーチンは、日本とロシアの条約の骨子が確定するまでは、アニワ湾におけるロシアの哨所の維持が必要である、とも述べています。このようにプチャーチンは、アニワ湾におけるロシアの哨所の撤退を求めたものの、日魯通好条約の交渉を有利に運ぶために哨所を利用しようと考えていました。

さらにプチャーチンは、ロシア外務省に対してサハリン島の問題でいくつかの譲歩を行うことを求めました。彼は、アニワ湾という「小さな空間の土地」を占有するために日本人の友好的な感情を犠牲にする価値は無い、と考えたのです。このプチャーチンの考えをコンスタンチン大公を通じてムラヴィヨフは知りました。そこで、彼は、一八五四年八月一九日〔露〕、アンヤンからプチャーチンに対して書翰を送付したのです。彼は、明確にサハリン島の国境問題についてプチャーチンの方針を批判して、東シベリア総督としての意見を次のように述べました。第一に、ほんの少しの土地であつても日本に与えるよりは国境を未画定のままにしておく方が望ましい。現在のアニワ湾の兵力で哨所を維持することが危険だとしても、翌年には然るべき戦力が配置できる。第二に、サハリン島が露米会社の管理からロシア政府の管理下に移される予定である。ムラヴィヨフは、これらのことを勘案して、プチャーチンが日本側に次のように述べることを提案しました。まず、日本人が今後ともこれま

でと同様に漁業を継続して、サハリン島で漁場を経営することができる。しかし、この場所の防衛はロシアが担う。哨所の撤退はロシア人の健康を守るための一時的な方策である。ロシアがイギリスやフランスを恐れているなどということは決して発言してはならず、現在これらの敵に對処するために大軍がアムール川を航行していることを隠すべきではない。そして、そのことに実際よりも大きな重要性を付すべきである。このように提案した上で、ムラヴィヨフは「私たちのサハリン」という皇帝の意志は変更されていない、と述べています。²⁸⁾

先のプチャーチンとこのムラヴィヨフの書翰の遣り取りから、サハリン島をめぐる両者の対立が、日露通好条約を締結する時期から存在していたことが分ります。そして、ムラヴィヨフは、この書翰を自身が日本とサハリン島の領土交渉を行った後に、サハリン島への軍事行動の承認を求める外務大臣ゴルチャコフ宛の書翰に添付したのです。

おわりに

本報告の課題は、日本開国期におけるロシアのサハリン島政策を、その政治史および政策過程に留意して分析することでした。以下のようにまとめることができます、と思います。

第一に、日本開国期におけるサハリン島の勢力が大きく変化する契機となつた一八六五年の東シベリア総督コルサコフの上奏報文は、基本的には一八五九年の東シベリア総督ムラヴィヨフの政策の継承でした。第二に、ムラヴィヨフが一八五九年に日本と交渉を行う背景には、サハリン島をめぐるプチャーチンとムラヴィヨフの政策的な対立が存在していました。この対立は、ムラヴィヨフへの訓令を審議したアムール委員会において顕在化しました。コルサコフはムラヴィヨフへの訓令に制限を加えないことを主張し、それが受け入れられなかったためにアムール委

員会の議事録に署名しませんでした。それほどまでにコルサコフは、ムラヴィヨフのサハリン島政策に賛同していたのです。第三に、第二の点とも関連しますが、プチャーチンとムラヴィヨフのサハリン島の国境をめぐる対立は、日魯通好条約の締結前後から存在していました。プチャーチンはサハリン島の両岸にそれぞれ港湾を獲得することを主張し、ムラヴィヨフはサハリン全島の領有を主張していました。この両者の見解の相違は、今後の課題とも関連しますが、両者のサハリン島の位置づけの相異と関連していると推定されます。プチャーチンはサハリン島を含む日本をロシア領アメリカ(アラスカ)経営の中継点として位置づけていました。それゆえ、サハリン島にロシアの船舶が寄港できる港湾の確保が重要でした。一方、ムラヴィヨフは、サハリン島をプリアムールとプリモリーエ経営の観点から重視していました。すなわち、ロシアの艦隊がアムール河口から太平洋に航行する重要地域に位置するサハリン島が他国―特にイギリス―に押さえられることはプリアムールとプリモリーエ地域の価値を著しく損なわせることになる、と捉えていたようです。このような観点からサハリン全島の確保が必要だったのです。

〔註〕

- (1) Файнберг Э.Д. Русско-японские отношения в 1697-1855 гг. Москва, 1960.
- (2) Костанов А.И., Освоение Сахалина русскими людьми. Южно-Сахалинск, 1991.
- (3) 「19世紀50～60年代におけるサハリンの露日国境確定問題に対する東シベリア行政府の態度」『北海道極東研究』創刊号、一九九八年。
- (4) 秋月俊幸『日露関係とサハリン島 幕末明治初年の領土問題』筑摩書房、一九九四年。
- (5) 和田春樹『開国―日露国境交渉』日本放送協会、一九九一年。

- (6) Российский государственный архив военно-морского флота (далее - РГАВМФ) [ロシア国立海軍文書館。在サンクトペテルブルグ]。Ф.410. оп. 2. д.4184. л.14-33.
- (7) たづねは 3 Файнберг Э.Д., Русско-японские отношения в 1697-1855 гг. Москва, 1960. С.211. 秋月俊幸『日露関係とサハリン島』(筑摩書房、一九九四年)一八二頁。
- (8) Кулаков Л.Н., Россия и Япония. Москва, 1988.
- (9) РГАВМФ. Ф.410. оп.2. д.4184. л.30-31.
- (10) РГАВМФ. Ф.410. оп.2. д.4184. л.31. コルサコフは「このような方策が、日魯通好条約に違反しないと認識していた。また、日本側は「この条約に遠慮なく勝手に植民するのだから」と、日本側の植民政策がまった条約を踏まえていない」と指摘する。

- (11) РГАВМФ. Ф.410. оп.2. д.4184. л.31о6. これらの政策のいくつかはデヴィッテによって実行された (Российский государственный архив древних актов [ロシア中世法令文書館。在モスクワ]。Ф. 1385. оп.1. д.963)。
- (12) РГАВМФ. Ф.410. оп.2. д.4184. л.14.
- (13) ムラヴィヨフは「ロシアと清国の条約により、アムール河がロシア領となった。もともとサハリン島はアムールと同義であり、それゆえサハリン島もロシア領である」(東京大学史料編纂所『大日本古文書 幕末外国関係文書』〔以下『幕外』と略記する〕二五卷一一〇号)と述べています。
- (14) 『幕外』八卷一九三号。
- (15) この文書の表題には「ムラヴィヨフ・アムールスキーへの秘密電報から『ゴウ』」(РГАВМФ. Ф.410. оп.2. д.1633. л.140.)と記されています。しかし、日付が付されていません。本報告では、フアインベルグのアレクサンドル二世がムラヴィヨフに一八五八年一月二七日(露)に全権を与えたという箇所から判断しました。この日付は、アムール委員会の議事録を皇帝が裁可した日時と一致します。
- (16) РГАВМФ. Ф.410. оп.2. д.1633. л.142.

- (17) 清国政策の12項目は以下の通りである。①ロシアと清国の国境の最終的な決定について。②清国へのロシアの軍事顧問の派遣について。③清国政府のための武器の購入について。④北京へのロシアの外交官の派遣について。⑤清国の内海における活動のため吃水の浅い軍艦の配備について。⑥在北京のキリスト教の使節団員の交代について。⑦中国語に堪能な人員の確保について。⑧キリスト教の伝播と科学および芸術を教育するための中国および満州人向けの学校の建設について。⑨北京との郵便制度の確立について。⑩中国の茶の購入について。⑪上海における通商エイジェントとシヤンハイないしはフンチェンへの領事の配置について。⑫一八六〇年以後の清国視察の派遣について。
- (18) Архив внешней политики российской империи (далее-АВПРИ) [ロシア帝国外交文書館。在モスクワ] Ф. СРБГА1-1. оп.781. д.495. л.4.
- (19) АВПРИ. Ф. СРБГА1-1. оп.781. д.495. л.4.
- (20) АВПРИ. Ф. СРБГА1-1. оп.781. д.495. л.4.
- (21) АВПРИ. Ф. СРБГА1-1. оп.781. д.495. л.4. の考案に基づいて外務省がムラヴィヨフの全権委任状と訓令の草案を作成するようになった。
- (22) АВПРИ. Ф. СРБГА1-1. оп.781. д.495. л.27-28.
- (23) АВПРИ. Ф. СРБГА1-1. оп.781. д.495. л.29.
- (24) Государственный архив российской Федерации (далее-ГАРФ) [ロシア国立文書館。在モスクワ] Ф. 722. оп.1. д.437. л.31об.
- (25) ГАРФ. Ф.722. оп.1. д.437. л.32об.
- (26) ГАРФ. Ф.722. оп.1. д.437. л.33. の提起の欄外には「皇帝自身によつて記された同意」(ГАРФ. Ф.722. оп.1. д.437. л.32об.) とする文言が記されている。
- (27) ГЛАВМФ. Ф.224. оп.1. д.236. л.62.
- (28) ГАРФ. Ф.722. оп.1. д.437. л.38.

本報告は、以下の文部科学省科学研究費の研究成果です。

「東アジアの国際環境と中国・ロシア所在日本関係史料の総合的研究」

(科学研究費補助金 基盤研究A 研究代表者 保 谷徹)

「露清関係の変容と日本の北東アジア政策」

(科学研究費補助金 基盤研究B2 研究代表者 麓 慎一)

「露米会社の極東経営と北方世界」

(科学研究費補助金 萌芽研究 研究代表者 麓 慎一)

本報告の作成にあたっては、北海道大学スラブ研究センターの松里公孝先生と兎内勇津流先生から多くのことを教えていただきました。記して感謝します。